

# 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案【概要】

## 趣旨

〔背景〕水俣病関西訴訟最高裁判決において水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任が認められたことを受けて、国が全ての水俣病の被害者の救済を図るべきであったにもかかわらず、その後制定された水俣病特措法（注：平成21年制定）による救済も十分なものではなかったため、救済されるべき者がなお取り残されている。

〔制度の創設〕国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けて、公害健康被害補償法（公健法）による認定を受けた者に対する補償と相まって水俣病の被害者の救済のための給付金等（給付金、療養費及び療養手当）の支給に係る制度を創設

## 基本方針

### 1 給付金等の対象者

(1) 次の者であって、**特定症状**を呈したもの（公健法認定者を除く。）

〔八代海の沿岸地域・周辺地域〕昭和49年末以前に、居住等により、水俣湾・水俣川の汚染魚介類を多量に摂取したと認められる者（当時における魚介類の流通の状況等を考慮）

〔新潟県内の阿賀野川の流域・周辺地域〕昭和53年末以前に、居住等により、阿賀野川の汚染魚介類を多量に摂取したと認められる者

〔胎児〕これらの者が汚染魚介類を多量に摂取したと認められる時期以降の時期にその者の胎児であった者

(2) **特定症状**（メチル水銀中毒以外の原因によることが明らかであるもの以外のもの）



- ☑四肢末梢優位又は全身性の感覚障害
- ☑口の周囲の触覚又は痛覚の感覚障害
- ☑舌の二点識別覚の障害
- ☑求心性視野狭窄
- ☑水俣病の診療に係る医学的知見を踏まえ、メチル水銀中毒により生ずることが認められる症状

(3) **立証の緩和**（①熊本県・鹿児島県の下記の区域に昭和49年末以前に1年以上居住していた者、②新潟県の下記の区域に昭和53年末以前に1年以上居住していた者については、居住等により汚染魚介類を多量に摂取したと認められる者とみなす。）



#### 〔熊本県〕

水俣市、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、天草市（楠浦町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町及び河浦町に限る。）、八代市（二見洲口町に限る。）、上天草市（姫戸町及び龍ヶ岳町に限る。）、

#### 〔鹿児島県〕

阿久根市、出水市、出水郡長島町、伊佐市



#### 〔新潟県〕

新潟市、阿賀野市、五泉市、東蒲原郡阿賀町

### 2 手続要件等

(1) 給付金等の**申請の期限**：設けない。

(2) 給付金等の対象者該当性判断は、**過去の通知**<sup>注</sup>による判断条件にとらわれない。

注) 昭和52年7月1日通知（後天性水俣病の判断条件）、平成26年3月7日通知（公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討）

(3) 同一の事由による損害の填補等との調整

(4) 救済が迅速かつ確実に図られるよう、給付金等の支給に要する**費用は国が支弁**

※ 水俣病が生ずる原因となった**メチル水銀排出事業者**に対し、負担を求めること可

(5) **住民健康調査・疫学調査**の速やかな実施（プライバシー保護に配慮）

基本方針に基づき、政府は、速やかに、給付金等の支給に係る制度（その申請のための制度を含む。）の創設のために必要な法制上の措置等を講ずる。

※ 水俣病の被害者・家族等との協議の場を設ける。

（公布日施行）